

コロナかわら版

令和2年4月24日(金)

発行：様似町新型コロナウイルス防疫
対策本部(電話 36-2111)

■北海道の緊急事態措置(4月17日～5月6日)

感染防止の徹底

手洗いの励行、咳エチケットの徹底を強くお願いします。



外出自粛の要請

・生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛してください。
・特に、札幌市への不要不急の行き来をさけましょう。



催物(イベント)の開催自粛の要請

密集状態等が発生する恐れのある催物(イベント)やパーティー等の開催自粛をお願いします。



ソーシャルディスタンスの促進

人と人との物理的な距離(互いに手を伸ばしても届かない距離)を保ちましょう。



■公共施設は休館中です(～5月6日 ※児童クラブは～2日)

分類	施設名	対応
社会教育施設	中央公民館、スポーツセンター、第2体育館、生涯スポーツ研修センター、柔道場、郷土館、図書館	休館
観光施設	アポイ岳ジオパークビジターセンター、アポイ山麓ファミリーパーク、アポイ山麓パークゴルフ場、様似観光案内所	休館・休園
学校関係	小学校・中学校	臨時休校※
	放課後児童クラブ	自粛開設
	幼児センター	登園自粛
集会施設	生活館等	自粛開館

※小中学校では、休校期間中の4月30日と5月1日に分散登校を行います。

■ソーシャルディスタンス

人と人との、互いに手を伸ばしても届かない距離を保つ「ソーシャルディスタンス」。役場庁舎、教育委員会(中央公民館)、保健福祉センター(きらく)では、原則としてカウンター越しでの応対とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、コンビニやスーパー、医療機関、金融機関など、多くの町民が集まる場所においても、お互いの距離を保つよう、事業所・利用者双方で取り組みをお願いします。

■悪徳商法にご注意ください!

身に覚えのないマスクやガーゼの請求書が届いたり、商品購入の勧誘など、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪徳商法被害が見受けられます。その場で簡単に決めずに、よく考えることが大切です。家族など周囲の方々にも相談して、冷静に対応しましょう。

■ イベント・行事の自粛等

新型コロナウイルス感染症対策として、中止・延期等としているイベント・行事は次のとおりです。

当初予定日	行事名	対応
5月3日～5日	春のワクワク・ブラサマニ(ビジターセンター)	延期
5月17日	第11回さまにウニまつり	中止
5月24日	様似町消防団消防訓練大会	中止
5月30日	中学校体育大会	延期
6月13日	小学校運動会	延期
7月5日	幼児センター運動会	延期

■ 各種支援・相談

・様似町新型コロナウイルス感染症対策補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への緊急支援対策として、北海道や北海道信用保証協会の融資制度及び様似町中小企業特別融資制度により融資を受けた方に対して、保証料補助金及び利子補給金を全額交付するものです(5月8日の町議会臨時会に上程予定)。詳しくは、信金(36-2341)、商工会(36-2416)又は役場商工観光課(36-2119)までお問い合わせください。

・特別定額給付金(一人10万円)

国が国民一人につき10万円を支給する特別定額給付金については、世帯ごとに給付申請を行わなければならないこととなっています。申請いただく方法は、マイナンバーカードを使用してオンラインで行う方法と、市町村から郵送される申請書類を提出する方法の2つがあります。

オンライン申請は、5月1日から国において受付が開始される予定ですが、市町村から世帯への申請書類の郵送は本町では5月10日前後を予定しています。給付金の振込開始は、オンライン申請は5月15日から、郵送書類での申請は5月22日からを予定していますので、ご承知おきください(5月8日の町議会臨時会に上程予定)。詳しくは、役場税務町民課(36-2112)までお問い合わせください。

・公営住宅、水道・下水道使用料のご相談

新型コロナウイルス感染症影響により収入が著しく減少し、公営住宅又は水道・下水道使用料のお支払いが難しい方は、お支払いの猶予等についてご相談をお受けします。詳しくは、建設水道課(公営住宅:36-2115,水道・下水道:36-2116)までお問い合わせください。

・休業支援金と連動した独自支援

北海道において進めている、感染リスク低減に取り組む事業者への支援金に連動した町独自の支援金についても現在検討中です。

このかわら版の情報など、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、様似町ホームページをご覧ください。



